

ロールズの正義論と韓国社会 Rawls's Justice and Korean Society

張 東震*

・序 論

ロールズの正義観は、かれの『正義論』(1971年)という著書の出版と共に、約半年後にはじめて韓国に伝えられた。その後、幾つかの大学院を中心にごく一部の専門家たちの間で広がっていったが、それによってロールズの正義観についての理解は次第に深まっており、議論も拡大し現在にいたっている⁽¹⁾。

このような受容の過程を整理すると、概ね三つの段階に分けられる。第一段階は、ロールズの正義論に対する基本的理解という段階であり、時期的には1970年代から80年代を経て90年代の初期までになる。第二段階では、ロールズの正義論に対して批判的検討が行われており、それは90年代全般にわたって展開していく。批判の内容は、ロールズ正義論の内的問題点と共に、共同体主義の視角からの批判がその中心となった。

特に後者の視角からする批判的な検討は、1980年代西欧で行われた自由主義 共同体主義論争の直接的、間接的な影響を受けて、90年代に韓国社会で現われたと推定される。このような積極的批判を土台にして、反省的平衡 (reflective equilibrium)⁽²⁾の段階へと移ることになるが、この第三段階では、ロールズの正義観を通じて、韓国の現実を批判すると同時に、韓国または東アジアの伝統、文化、正義観に照らしつつ、ロールズの正義観を反省的に検討し、批判を行っている。そこには、東アジアの正義観または韓国の正義観を模索しようとする積極的な試みが表れている。いま現在、ロールズの自由主義的正義観に対する理論的な受容過程は、この第三段階すなわち反省的平衡段階に置かれていると思われる⁽³⁾。

上記のように、ロールズの正義観の理解の過程は、あくまで理論的理解と批判に止まっていて、韓国の政治や民主化過程に対しては影響を殆ど及ぼしていないと言える。しかし、理論的に考えてみると、ロールズの自由主義的正義観は現代韓国の自由民主主義の政治理念と密接に連関している。

1948年大韓民国政府の樹立と共にはじまった現代韓国の基本的な政治理念は、自由民主主義である。その後、権威主義政権が1987年の民主化運動まで持続したが、自由民主政体という基本的

* 延世大学社会科学部 教授

な理念は変化をみせなかつたと言えよう。このような脈絡において、現代韓国の大衆主義政治理念は、ロールズの正義論を背景にする大衆社会と深い理論的な関連性をもつている。

にもかかわらず、ロールズ正義論が実践的な側面において韓国の大衆化に影響を及ぼしていないという理由については、多面的分析が必要になる。その一つは、ロールズの正義論のもつ高度な政治哲学的抽象性をあげることができる。うえで述べたように、ロールズの自由主義的正義觀は1970年代初期に初めて韓国に伝えられたが、しかしそれに対する理論的な認識や論議は、90年代初期までにごく一部の専門家を中心に行われていた。そのためロールズの正義論は、その高度な政治哲学的抽象性によって、一般人や政策実務家らがそれを正しく理解し、実践化をする不可避な限界を持っていた。このようなロールズの正義觀の政治哲学的性格によって、それが韓国の大衆化運動や韓国の大衆運営に導入される機会は、ほとんどなかつたと考えてもよい。

現在、韓国国内におけるロールズの自由主義的正義觀をめぐる論議は、大学の講義を通して一般化され、人々の理解度も高くなっている。またロールズの正義觀に関する肯定と否定という二側面を韓国の大衆から評価し、それに関心をもつ人の範囲も相当拡大している。そしてロールズの正義觀が韓国社会に及ぶ実践的な肯定性について評価する傾向も次第に台頭しており、さらにそれが韓国社会の文化構造と両立できるかどうかという基本的な問題も提起されている。

ロールズの正義論が韓国の大衆化に実践的な影響を与えていなかつたといわれているが、それはおそらくロールズの正義觀が、韓国社会における認識や価値觀などに相反する側面をもつてゐるからであろう。しかし韓国社会はたえず変化していく。このことを考えるならば、まず韓国社会の固有な性格に即して、ロールズの自由主義的正義觀を批判的に検討することが、実践的、理論的な意義をもつている。

・ロールズの正義論と韓国社会

ロールズの自由主義的正義觀は、かれの代表的著書である『正義論』(*A Theory of Justice*, 1971)、『政治的自由主義』(*Political Liberalism*, 1993)、『万民の法』(*The Law of Peoples*, 1999)において提示されている。この三つの著書において、ロールズの正義觀は、自由主義的な觀点を維持するという点において、全体にわたつて一貫しているけれども、問題認識と内容の強調という側面においては、若干の差をみせている。

『正義論』と『政治的自由主義』は、大衆社会の内部に適用する正義原則を導出しているが、『万民の法』は国際社会の正義問題を扱うということを強調しており、両者の間に多少の異なりが存在する。もちろん、上記の三つの著書の中に表われる正義的原則を導出するための手続き的な条件として、原初状態の採択は一貫している。しかし『正義論』、『政治的自由主義』、『万民の法』における問題認識と、それに関連する原初状態の適用方法は、それぞれに多少の差異がある。

まず、『正義論』では、人間一人ひとりの不可侵性 (inviolability) を平等に実現するための問

題認識から議論を展開しはじめている。そこには社会の大勢の人々が享受する大きな社会的利得を理由にして、一部の個人の自由が犠牲にされないことを強調している⁴⁾。このような問題を解決するために、ロールズは、原初状態とマクシミン原則 (the maximin rule) を通して、正義の二つの原則 (two principles of justice)⁵⁾を提示している。とくに原初の立場 (original position) の核心は無知のベール (veil of ignorance) にあり、その核心は正義原則に対する合意の公正な条件として、合意の当事者が自分の資産と能力、価値観および心理的傾向、社会経済的な地位に対する情報を知らないということを仮定している⁶⁾。

『正義論』に表れている重要な問題認識の一つは、自然的および社会的偶然性によって発生する不平等ということをどう調整するかである⁷⁾。ロールズの正義の二つの原則の中に、格差原理 (the difference principle) と、公正な機会平等の原則 (the principle of fair equality of opportunity) は、社会経済的な不平等を調整して、第一原則の基本的自由の平等を保障するための社会経済的な装置である。『正義論』に表われる公正としての正義 (justice as fairness) は、正義の二原則を通して人間の不可侵な尊厳性を平等に実現しようとする試みであると解釈できる。

このような立場は、1999年の改正版において財産所有民主主義 (a property-owning democracy) という概念を通して、より積極的に表現されている。この発想は、個人的財産 (personal property) の保障と、経済的市場体制を採択しているけれども、社会的性格をもつ富と資本を事前的に、かつ広範囲に分散させる公正な協力体制を維持するということを目標としている。これは、事後の調整を通じて、分配の不平等問題を解決するということに対応する、一種の自由主義的社会主义体制 (a liberal socialist system) であると言える⁸⁾。

一方、『政治的自由主義』の問題認識は『正義論』と異なっており、政治的自由主義は、なぜ「妥当な宗教的、哲学的、道徳的教理などによって深刻に分裂している自由平等な市民たちは、正義にかなった安定した社会を相当期間に維持することが可能なのか」⁹⁾という疑問を投げかけている。

この疑問に答えるために、『正義論』では、道徳哲学と政治哲学の区分を明らかにしつつ、「政治的な領域」 (the domain of the political) を設定している。政治的自由主義の問題認識は、妥当な宗教的、哲学的、道徳的な教理の間の不一致 (reasonable disagreement) を克服し、自由民主社会の政治的な安定性をどのように維持するかに焦点をあてている。それと同時に、政治的構成主義 (political constructivism)、妥当性 (the reasonable)、公的理性 (public reason)、重畳的合意 (overlapping consensus) の概念が台頭している。ところが、原初状態の理論は、代表装置 (device of representation) において依然として重要な位置を占めており、正義の二つの原則は若干の変形を表現しているけれども¹⁰⁾、その基本内容は大きいな変化を見せない。

ロールズの『万民の法』は、上記の『正義論』と『政治的自由主義』によって提示された自由主義的な正義観を国際社会に適用している。まず、国際社会を妥当なリベラルな国民 (reasonable

liberal peoples) 適正水準の国民 (decent peoples) 無法国家 (outlaw states) 不利な与件の社会 (societies burdened by unfavorable conditions) 慈愛的絶対主義体制 (benevolent absolutisms) に区分して、これに関する理想的理論 (ideal theory) と非理想的理論 (non-ideal theory) を提示している。

特にリベラルな国民の相互間の正義原則の合意に関しては、理想的理論の第一部、そしてリベラルな国民の正義原則の慣用を通じて適正水準の国民に拡張する過程については、理論の第二部で提示されている。

このような過程で原初状態の装置が活用されており、公的理性の役割が強調されている。その一方で、非理想的理論において無法国家を扱う場合、秩序整然な国民 (well-ordered peoples) の防衛戦争権を論ずる不順応な理論 (non-compliance theory) と、不利な与件の社会に対する援助の義務 (duty of assistance) についての論議は、非常に興味深い⁽¹¹⁾。

ロールズの自由主義的正義観は、現在の韓国社会において深い意義をもっている。まず、『正義論』と『政治的自由主義』が提示する自由主義的な正義観は、韓国社会の運命にかかわる実践的な意義をもっており、また『万民の法』を通して提示された自由主義的国際正義観は、韓半島の南北関係および統一問題にも関連している。

現在、韓国社会の性格を分析するにあたって、いろいろな観点がなされている。これは韓国社会の複合的性格によるものであり、もう一つは、韓国社会の性格が時代的な変化と共に、絶えず変わっていくという属性をもっているからである。そのために、現在の視点で把握、規定される韓国社会の性格というのは、暫定的性格を帯びている。

現在、韓国社会は複合的性格をもっているが、このような複合的性格は、韓国社会の諸般の葛藤の中に現れている。したがって、韓国社会の性格を分析するにあたっては、社会経済的観点、多文化的観点、信念の多様化、民族主義、フェミニズム的観点などに区分して、ロールズの正義観を論議しなければならない。

ロールズの正義観に現れた主要概念および原則などを現在の韓国社会の性格と関連させて議論することは、同時に現在の韓国社会が直面している葛藤に対する解決の糸口と原則を探し出すためでもあり、それはまた同時にロールズの正義観の持つ問題点や限界について検証することでもある。

韓国社会の性格は社会経済的観点から分析することができる。これは持つ者と持たざる者、資本と労働などの区分を通じて韓国社会の性格を分析するということであるが、このような観点は、社会的正義問題と関連して、恵まれた階層 (the more-advantaged group) と、恵まれない階層 (the less-advantaged group) とを対比する。そして両集団に即して基本的自由の分野において構造的な不平等論を提起する。対立するこの二つの集団は、韓国社会の正義問題に対して、それぞれに異なる期待と要求を求めている。

韓国社会を社会経済的観点からみる場合、そこには持つ者と持たざる者、また労働と資本の対立などの社会経済的葛藤が存在している。特に最近指摘されている「両極化」の現象は、持つ者と持たざる者の潜在的葛藤を具体的に表現している。両極化現象は、今日各社会が直面する今世紀における一般的な趨勢でもあるけれども、韓国における社会経済的な両極化は、所得の格差だけでなく、住居、教育、消費生活を中心とする文化的次元、成功の動機と関連する意識的次元においても進行しており、社会的対立を激化するという憂慮を引き起こしている⁽¹²⁾。それと共に労働と資本の葛藤は、持続的に各種の示威を通して表現されている。

ロールズの『正義論』の二つの原則の中で、第二原則の一つである格差原理は、上記のような問題を解決するために指針を提供している。格差原理は、社会経済的な不平等が、最少受惠者階層に最大な利益をもたらす時だけを正当化するという強力な平等主義的原則である⁽¹³⁾。

このような原則は、韓国社会において社会経済的価値の公正な配分のための基準になるが、現実的な合意の局面において多くの問題を露呈している。

まず格差原理は原初状態の無知のヴェールを前提にして成立する原則である。ところが、韓国の現在の社会では、持つ者と持たざる者の分配問題をめぐる合意において、両者は自分の立場を優先させるという観点から出発している。すなわち、これは韓国社会だけに固有のことでないが、無知のヴェールが現実的に作動しにくいということを意味している。最少の受惠者階層は明らかにロールズの格差原理を支持するに違いない。しかし一方では、これと対照的に有利な受惠者階層は、自由競争的分配体制やあるいは最少受惠者階層に最低限の社会的保障 (the guaranteed minimum) を条件とする自由主義的な競争的分配体制を選択するだろう。

けれども、無知のヴェールの元来の意味は、各自の立場から離れて、より公正な関係を規定する原則の合意を志向するということである。このような場合、韓国の現実を勘案して、どの立場がより妥当性を持つかということが、その立場に説得力を与える。しかし、どの立場がより妥当なのかは、依然として政治的力学関係によって決まるに違いないだろう。

韓国の社会経済的な不平等を調整する基本的原則をめぐって、平等主義的な格差原理の発想と自由競争に立脚した分配原則の間の葛藤関係は依然持続している。この五年間の政府の分配原則は、より平等主義的基調に傾いていると評価されているが、最近の韓国の政治的状況をみると、後者の解決方向へと推移していると思われる。

一方、人種文化的観点からも韓国社会の性格を展望することができる。かつて韓国人たちは、意識的また無意識的に韓国人は「单一言語と文化に基盤する单一民族」であるという意識をもっていた。しかし最近の韓国社会の変化は、このような神話を崩し始めている。

最近の韓国に在留する外国人の増加、国際結婚率の上昇、また外国人労働者および北朝鮮離脱住民の増加などによって、韓国社会は单一文化と单一民族ということから、徐々に多文化および多民族化の社会へと変化してきた。これと共に、彼らの権利保護問題は韓国社会の中で新しい論

争の争点として浮上している。ロールズの正義の二つの原則の中の第一原則は、基本的自由の平等原則に要約されているが、これは特定の政治社会で市民に適用する市民権の保障ということを目的としている。

したがって、この場合の議論は、再婚およびその他の理由で、韓国籍を取得した外国人市民と、不法滞在労働者など、韓国市民権の取得ができない者や、または取得する意思がない者などを区分する必要がある。その中で、不法滞在労働者など韓国籍取得のできない者、または取得する意思がない人々は、ロールズの正義論の第一原則が提示する基本権の保障とは無関係である。そのため市民権なしに韓国に長期間滞在する人々に対する処遇は、市民の権利というより人間として持つべく普遍的権利という人権 (human rights) の次元において論議しなければならない⁽¹⁴⁾。

これはロールズが『万民の法』の中で提示している自由主義的国際社会の正義観における人権の保護問題に該当する。ロールズの『万民の法』は、人権を国際社会に適用する普遍的概念と見なしており、最小限の概念として規定している。ロールズが提示する国際社会に通用する人権の内容は、生命権(生存と安全)、自由権(奴隸、農奴および強制的占領からの自由)、宗教と思想の自由を保障する良心の自由に対する充分な措置)、個人の財産権 (the right to personal property)、自然的正義の諸規則 (the rules of natural justice) として表現する形式的平等(例えば、「類似の場合は類似に」処理する原則)などである⁽¹⁵⁾。

現在、韓国社会では、韓国籍なしに韓国に長期間居住する外国人に対して、このような人権の保護が成り立っているとは言い難い。ロールズの人権概念は、韓国社会の労働およびその他の理由で不法および合法的に居住する人々を処遇するための有用な基準になろう。

一方、最近韓国での国際結婚率の増加は、韓国社会に大きな変化をもたらしている⁽¹⁶⁾。国際結婚などをへて韓国人になった彼らは、韓国国民と共にロールズの正義第一原則の基本的自由の享受という同等な権利をもつようになった。それにもかかわらず、彼らやその子女たちが言語および文化的障害によって、基本的自由を享受するにあたって、不利な立場に置かれていることは確かである。

このような問題を解決するために、多文化主義 (multiculturalism)⁽¹⁷⁾の理論家たちが主張しているように、彼らに対してより積極的な配慮政治の構築が必要である。しかし事実上、ロールズの正義論の中では文化および言語による不平等問題の発生はとりあげられていない。このような問題を解決するためには、ロールズの正義観のほかに多文化主義の理論に基づいて、その解決の糸口を探さなければならない。

最近、韓国社会の変化の一つの表れは、多様な信条の登場である。最近韓国では同性愛の権利、兵役拒否というような少数者の権利主張が台頭している。このような少数者の権利の主張は二つの側面をもっている。

一つは、ロールズの正義論が自由と権利を持つ個人を中心に成り立っているので、特定の人種

および文化集団、または少数集団が要求する差別的権利 (differentiated rights) として表現する集団的権利の主張や、それについての特別な指針を提供していないということである。このような差別的権利の主張は、多文化主義やアイデンティティ・ポリティクス (politics of identity) の主張と関連している。

もう一つは、韓国における少数者の権利主張の登場は、ロールズが『政治的自由主義』の中で言及している「妥当な多元主義の事実」(the fact of reasonable pluralism) による「妥当な不一致」(reasonable disagreement)¹⁸⁾ ということが、韓国社会において次第に可視化されているということである。

ロールズの『政治的自由主義』は、妥当な宗教的、哲学的、道徳的な教理によって妥当な多元主義の現実において、このような教理が支持する公的正義観を提示しようとしている。そしてロールズは、このような妥当な多元主義現実を自由民主社会の中で、自然に現われる政治文化の特徴と見なしている。このようなロールズの問題認識は、韓国社会においても経験できる現実である。

したがって、ロールズが提示する代表の装置 (device of representation) としての原初状態の核心、すなわち無知のヴェールの制約は、それぞれの教理及び信念の極端な主張を緩和するための手助けになる。そして、韓国社会における市民の妥当性 (the reasonable) の能力と公的理性 (public reason) の活用を通じて、教理と信念の間の不一致を克服するという政治的解決の志向が、実用主義的指針を提供してくれるだろう。

すなわち、それぞれの教理および信念が持つ道徳的妥当性より、韓国の現実的な諸課題の解決策構築のほうが、より政治的妥当性を持っているのではないかという問題認識は、現在の韓国社会の諸般の葛藤を解決するために現実的な意義をもっている。

もう一つの観点は、フェミニズム (feminism) の視角から韓国社会の性格を透視するということである。これは韓国社会の公的および非公的領域で発生している男女不平等問題を通じて、韓国社会を解剖するということである。このような観点からみる場合、韓国社会においては、依然として公的および非公的領域で、男性支配の現象を目撃することができる。家族内の構造、社会一般の慣行そして国家および政府の公的領域で活躍している女性の数、彼女たちが置かれている意思決定の構造を通じて見るならば、韓国社会は依然として男女不平等社会だといえる。

ロールズの正義論は、男女不平問題は正義の二つの原則の下に解決できると仮定しているが、個人それぞれに基本的自由を平等的に保障し (第1原則) そして社会経済的保障の装置として、格差原則と公正な機会平等の原則 (第2原則) を保障するということによって、男女全員がそれぞれの人生を平等的に歩むことができると期待している。

しかしこのような期待と裏腹に、多くの理論家たちが指摘しているように、現実は、事実上の男女不平等という実態を固着させる余地を生じている。というのは、たとえ公式的な正義原則が

男女平等を志向すると言っても、公的および非公的の領域の中に残されているさまざまの慣行と基準は、依然として男性中心に構造化されているからである⁽¹⁹⁾。

確かに韓国社会の各種の公的領域では、女性の進出と活躍が著しくなっている。しかしこのような公的領域を支配する基準や文化および論理は依然として男性中心であり、市民社会の広範囲な領域を支配しているのも依然に男性である。家庭内でも同様であり、家族内の文化というのは相変らず男性を中心に成り立っている。

特にロールズは『政治的自由主義』の中で、公的領域を、政治的な領域と非公的市民社会の領域とに分けて、憲法的本質のような社会の基本構造を運営する正義原則を導出しようとしている。けれども、市民社会はもちろんのこと、政治文化全般にわたって広範囲的に男性中心的な文化が安定している場合、ロールズの個人の権利と自由を中心にして展開している自由主義的正義觀は、男女不平等問題を解決する点で限界がある。

最後に、民族主義的視点から韓国社会の性格を分析するが、ロールズの正義論と結び付けて議論を展開してみたい。

韓国人は単一言語と単一文化を基盤とした単一民族を中心に民族国家を形成してきた。したがって、いまの韓国人の中には単一言語、単一文化、単一民族という意識が強い。このような民族意識は、最近国際結婚、外国人労働者の増加などによって、多少の変化を見せているけれども、それでも支配的な民族意識が根強く存在している。ある実証的な研究調査によれば、「韓国籍を取得した外国人を韓民族と見做しているか」という質問に対して、年令別に多少の差を見せていくれども、調査対象の1,038人のうち、わずかに28.1%しか肯定的な回答をしていない⁽²⁰⁾。

これは韓国人の民族意識が、依然として血縁的同質性を重要視していることを意味する。しかし問題は、このような民族意識が個人の自由と権利を中心的価値とする自由主義政治理論、より具体的にいえばロールズの自由主義的正義論とどのように関連しているかということであり、おそらくそれが議論の争点になろう。もし、民族認識を基盤とした韓国人の民族的アイデンティティが、個人の自由ということより、大きな比重を占めているということであるならば、後者の価値は前者の価値によって制約される。逆に後者の価値が前者の価値より重要な比重を占めているならば、前者の価値は後者の価値によって評価される。このような論議は、事実上自由主義的民族主義（liberal nationalism）の論議と相關する⁽²¹⁾。

韓国人の単一民族意識は、ロールズの正義觀と関連して、次の二つの方向で検討することができる。

第一の方向として、一つの政治共同体に対する認識と個人の自由との関係について論議する。韓国の民族意識は、政治共同体に対する優先的な価値をその構成員に要求している。この問題はロールズの正義論との関連において、さらに二つの観点から考察することが可能である。

第一は、韓国人の民族認識は、韓国の共同体に対する優先的献身を要求し、それと同時に公と

私の領域で韓国人の相互間の自発的な支援の義務を勧奨している。これはロールズの自由主義的平等主義 (liberal equality) を実現する政治共同体の紐帯的基盤を提供している。

第二は、このような民族的共同体に対する献身は、個人の自由より共同体の隆盛と発展のほうに大きな比重を置いており、これは個人の自由と権利の領域を相対的に制限する結果をもたらすであろう。現在の韓国政治は社会諸般領域において自由的競争体制を採択しているけれども、その競争は民族全体の安全と和合を維持するための平等主義的基調と慣行から逸脱することができないように機能している。一方で、ロールズの正義論の第一原則で列挙している基本的自由の保障は、韓国民全体の和合と安定のために、ある程度制限されている。

もう一つの方向は、受容 (inclusion) と排除 (exclusion) に係わる問題である。韓国人の共通的な歴史と文化および言語を基盤とした単一民族の意識は、IMFによってもたらされた国家的危機を乗り越える集団的結束の原動力になると同時に、排他性および画一性のような否定的要素も含まれている⁽²²⁾。しかしこのような単一民族の意識は、上で述べたように、最近韓国へ新たに流入する言語、文化、人種を異にする韓国市民の増加によって挑戦を受けている。単一民族の意識は、新たに移住するこのような韓国人に対して、社会の日常生活全般にわたって排除の形態で現われる恐れがある。ロールズの正義論は正義第一原則を通じて市民の基本的自由の平等性を公式的に保障してはいるが、社会の現実的慣行を統制するためには、依然限界がある。

また、韓国人の民族意識とロールズの自由主義的正義論との関連という視角から、韓半島の南北関係および統一問題について言及しておきたい。上で述べたように、ロールズは『万民の法』を通じて自由主義的国際正義観を提示している。特に彼は『万民の法』の非理想的理論の中で、人権を尊守しない無法国家 (outlaw state) に対して、よく秩序づけられた国民 (well-ordered peoples) の自己防衛の戦争権を論じてあり、不利な与件の社会 (societies burdened by unfavorable conditions) に対しては援助の義務 (duty of assistance)⁽²³⁾を強調している。

ロールズの自由主義的国際正義観に照らしてみれば、北朝鮮の政治体制を非自由主義的・社会的 (non-liberal society) と見なしても異論はないだろう。しかし、北朝鮮政治体制を無法国家と見なすか、それとも不利な与件の社会と見なすかということについては、議論の余地がある。

北朝鮮では、広範囲な領域で基本的人権が制約されているという点では、無法国家的性格をもっている⁽²⁴⁾。けれども他方で、現代国際社会の多くの国々と対照してみれば、政治的、経済的、社会的な諸般の領域において発展水準が低い。その面では不利な与件の社会の性格をもっている。このように北朝鮮は、無法国家的性格と不利な与件の社会の性格を同時にもつ、複合的な性格の社会であろう。

これに関連して、現在韓国の国民は、北朝鮮に対して相異なる立場をとっている。

その一つは、ロールズの国際正義観で強調されているように、人権および個人の自由と権利に重点を置くという立場である。すなわち、北朝鮮体制の無法国家的性格の問題点を指摘し、北朝

鮮体制の性格を自由主義民主的・社会へと転換するよう積極的に圧力を行使すると同時に、北への支援を要求するということである。もう一つは、北朝鮮の不利な与件の社会の性格に焦点をあてて、北朝鮮社会が自ら適正水準の社会に到達するよう支援を強調するという立場である。

このような相反する立場は、韓国内の進歩と保守という論争を通じてあらわれている。保守的立場は、積極的に北朝鮮政治体制の変化を促しており、進歩的立場は自由主義的・民主的価値よりは民族の価値のほうを優先し、北朝鮮との交流・協力の構築はもちろんのこと、北朝鮮に対する支援に力点を置きつつ、北朝鮮の政治体制の漸進的变化を期待している⁽²⁵⁾。これは自由主義的価値と民族的価値の間の葛藤が現実的に表現されているものといえる。

『正義論』と『政治的自由主義』で提示されたロールズの正義観によれば、北朝鮮の政治体制は非自由主義的・絶対主義体制であり、その政治的正当性を認められていない。けれども、国際社会を多元主義的視角で把握するというロールズの視点に従うならば、そこにまた相異なる解釈が可能になる。

前述のように、ロールズは政治文化を中心に国際社会を五つの国民または社会に分類している。

この議論は相異なる政治文化を持つ国民の相互間の寛容を前提にしている。もちろんその条件は人権の遵守の可否である。ロールズの国際社会観は、独特の政治文化を持つ国民の集団的自律権 (collective autonomy) をある程度受容している。ところが、適正水準の社会をはじめ、非自由的社会の集団的自律権は、構成員の個人的自律権 (individual autonomy) を保障しない。

このような場合、ロールズの自由主義的国際社会の正義観は、集団的自律権と個人的自律権との葛藤、それに対する解決の原則と方向を提示していない。ロールズの見解は集団的自律権をどこまで認めるかという寛容のジレンマを見せているが、適正水準に到達していない北朝鮮のような無法国家的性格と不利な与件の社会の性格を同時に持つ政治社会に対しても、ロールズの正義観は集団的自律権と個人的自律権の葛藤に対する解決の原則を明示していない。

. 韓国からみるロールズの正義論

以上で、ロールズの正義観を韓国社会の性格と関連して、さまざまな観点から議論し、さらに韓国社会が抱えている問題点とロールズの正義観の限界をも同時に検討してきた。しかしこのような議論より重要なのは、おそらくロールズの正義観と、韓国社会に默示的に内在している韓国的正義観とを対比的に議論するということであろう。これは序論で明らかにしたロールズの正義論の韓国受容過程の第三段階の議論、すなわち反省的平衡段階での議論に該当する。

この段階での論議は、西欧的な価値観と韓国的な価値観（または東洋的価値観）が混在している現在韓国社会の複合的性格と連関している。西欧的価値の核心は、個人の自由と権利の尊重という点に集約されているが、韓国社会では社会諸般の領域（公式的領域と非公式的領域）の中に、個人の価値が内在化されている。これはB.コンスタンのいうような近代人の自由（the

liberty of the moderns)が表現する個人的独立性と個人的楽しみおよび幸福追求の自由であろう⁽²⁶⁾。

これは現代的価値観からも表現できる。個人主義的価値観が韓国社会に深く内在化しているという点を勘案するならば、それは韓国社会の性格として位置づけることができる。ただし、このような個人の自由と権利の価値は現代自由民主社会が持っているというより、一般的価値だといったほうが相応しい。

一方、このような個人主義的価値と区別される韓国的価値（または東洋的価値）では、家族的紐帯感および共同体への所属感、人間の相互依存的関係の重視などが、韓国人の生活の隅々に深く根づいている。おそらく現代韓国人の生活を支配する論理は、個人の自由と権利意識というより、むしろこのような相互依存的人間関係を基盤しているといったほうがよからう⁽²⁷⁾。相互依存的人間関係は、家族意識、同窓意識、同文意識、地域意識、民族意識などを通じて表れている。このような「同胎生的意識」は、韓国社会の原動力になっているけれども、個人の自由・権利と衝突している。西歐的な個人主義的価値と韓国の伝統的な生活から成り立つ韓国的な相互依存的価値意識は、韓国社会の基盤となる正義を把握する際に、相異なる観点を必要としている。

現代韓国社会に生きている伝統的な韓国的価値は、主に家族意識と共同体への所属感である。これは事実上、韓国人の民族意識を形成する基盤になっている。この観点は、現代韓国人を、現代韓国社会を形成する政治的共同体と見なす。これは、韓国の共同体の所属感が個人のアイデンティティの重要な部分になっているので、個人の自由と権利とを共同体の所属感と同等な比重で均衡的に考慮しなければならないという論理は、民族的価値を自由主義的な個人的価値の一部として把握することを意味する。

韓国人の共同体意識または民族的意識は、共同体や民族的帰属感が個人的価値の一部であるということを意味しているが、これは、共同体自体の持つ共同性に最大の比重を置くということである。このような認識は、自由主義政治哲学が政治社会を契約の産物として見なし、個人の自由と権利を保護しようとする認識とは相反する。

韓国的な共同体意識は、共同体があるから個人が自由を享受することができると考える。また韓国的な伝統、言語、文化が韓国社会を総体的に形成する要因になっているとしている。このような認識は、韓国という独特な政治共同体が、独特な文化、伝統、言語を形成し、発展させる空間になっていることにもとづいて、その独特な政治共同体自体が共同性の基礎であると主張している。

したがって、韓国人の民族意識を基盤とした共同体意識は、個人の自由と能力を共同体の繁栄のために用いることを一次的に要求する。このような要求は、絶えず、現代人の自由とも言える個人的自律性および独立性、そして個人的な安樂と幸福を追求する自由主義の主張から、挑戦を受けつづけている。

韓国という民族的政治共同体を越えて、世界市民的価値や世界市民主義的立場と両立できる方

向への道を、具体的にどのように開拓したらしいのかは、未来の課題として残されている。

けれども、いま現在、その可能な方向は二つある。一つは、排他より包容という可能性を拡大していくという方向であり、もう一つは、世界市民主義的価値や個人主義的自由と権利の概念を通じて、韓国人の民族意識をより普遍的に拡大して行くという方向である。

韓国的な正義觀からみる場合、ロールズの政治的正義觀の中心をなす公的正義觀への信頼に疑問が生じる。ロールズの正義觀は、正義また正義原則が契約や合意、また構成的産物であると理解している。このように形成された正義原則は、公的な人間関係を規律する原則である。一方、韓国人の正義觀からすれば、このような公的正義觀は広範囲な人間関係に適用できる望ましい行動の原則の正義として見做されており、それは普遍的正義觀または自然的正義觀 (natural justice)⁽²⁸⁾ としての性格を持っているとしている。

これらの根本的な基盤は相互依存的人間関係を律する規範である。この原理は、ある意味では、道徳的規範と正義の概念を区別しない、一般的な人間関係を規律する原則ともいえる。

もし、ロールズの政治的正義觀が、市民社会における包括的教理の間の妥当な不一致を調律する公的正義だと言うならば、韓国社会に内在している正義觀は、より一般的であり、普遍的自然的な正義觀として、ロールズの公的正義觀を批判的に検討するための基盤を提供している。

・結論

ロールズの正義論は、たとえ韓国の民主化に直接的に影響を与えていないとしても、現在においては、韓国社会の自由民主化の深化について、韓国社会が経験している多くの問題に解決の糸口を提供している。ただし、西欧の自由民主的伝統と歴史を背景にして成り立ったロールズの正義論には、韓国においては非自由主義的伝統の価値を充分に受容し得ない理論的な限界があるのも確かである。

ロールズの正義觀の中心内容は、彼の正義の第一原理で提示した基本的自由の平等であり、それがいま韓国における個人の自由と権利の保障の欠如という現実を改善するための、重要な指針を提供している。その一方で、韓国社会の共同体意識や共同善の実現において、社会的関係を如何に調和したらしいか、という課題が残されている。またロールズの第二の正義原則の核心である格差原理は、両極化現象として指摘されている韓国社会の現在の不平等問題を解決するための限界を持っているにもかかわらず多くの肯定的な示唆を提供している。

確かにロールズの自由主義的正義觀は、多文化、多人種化、多言語化になっていく韓国現社会に対して、より積極的な解決の原則を提示することはできないが、しかし韓国社会の発展と共に、新しい信念や価値觀の登場による妥当な不一致の台頭や男女不平等問題の解決のために、ロールズの原初状態の仮説、妥当性及び公的理性の概念は、上記のような韓国社会の諸葛藤を解消し、政治的和合をはかるための重要な糸口を提供している。また韓国人の民族意識に対する反省

的思考を要求し、南北問題の解決及び統一志向における自由主義的価値と民族的価値の間の葛藤を解消するための基本的枠を提供している。

全体的に見れば、ロールズの自由主義的平等主義的な正義觀は、自由至上主義的正義觀 (libertarianism) より、比較的に韓国人の平等主義的、共同体主義的意識に符合するところが多い。もし、ロールズの自由主義的平等主義が、個人の自由と基本的権利を平等的に実現する成果として現われたとするならば、韓国人のロールズの自由主義的平等主義に対する韓国人の主張は、次のような相互依存的関係の認識の中にその固有の根拠をおいている。すなわち韓国人は、韓国の文化と伝統の中の相互依存的関係を重視し、それを通じて、有機的共同体を形成している。つまり、この相互依存的関係を通じて個人の自由を実現するという認識をもっているが、ロールズの正義論は、韓国人の家族意識、共同体紐帯意識、民族意識を通じて現われる非自由主義的慣行を批判する論拠をも提供している。

特に韓国の立場にたって分析する場合、ロールズの自由主義的正義觀は、韓国社会の基盤である家族意識や共同体意識および民族意識と、絶え間ない葛藤の中で展開していくだろう。

そのような展開とは、およそ次のようなものである。すなわち、一方で、個人主義的な自由主義価値は反省的平衡の過程で理解される。すなわち、個人主義的な自由主義価値が、家族的価値、共同体的価値および民族価値によって評価され、ある程度その比重が認められるか、あるいは逆に家族的価値、共同体的価値および民族価値が自由主義的価値によって評価され、その重要性が認められるか、という二側面の過程における理解を通じての展開である。

[翻訳：白榮勛（青山学院大学講師）・邊英浩（都留文科大学准教授）]

【注解】

- (1) ロールズの『正義論』(*A Theory of Justice*, 1971) が導入される経緯と翻訳過程については、ジョン・ロールズ著/黄景植翻訳『社会正義論』(ソウル: 曙光社, 1985) pp.7-8をご参照いただきたい。韓国で *A Theory of Justice* (1971) の最初の翻訳は、黄景植教授によって『社会正義論』として第1部原理論が翻訳され、1977年に出版された。
- (2) ロールズの反省的平衡 (reflective equilibrium) の概念については、Rawls, *A Theory of Justice* (1971) p.20, pp.48-50をご参照いただきたい。この文章の中で、反省的平衡の概念は新しい正義觀を模索するために、既存の正義觀に対する総体的な批判的検討という広範囲な意味で使用している。
- (3) このような三段階の受容過程は、時間を厳格に区分するというよりは、受容過程の特徴を中心に大略的に分けている。したがって、それぞれの段階でも程度の差はある。三段階の特徴である積極的理解、批判的検討、対案的政治觀の模索努力などが混在されているが、全体的流れを見る場合、このような過程を経たと分析する。ロールズ正義論の三段階受容過程に関する著者の立場に対して、張東震「西洋正義理論の東アジア受容：ロールズの正義理論の韓国的研究」『政治思想研究』第12集2号 (2006年秋):80頁-100頁をご参照いただきたい。現在韓国ではロールズの著書 *A Theory of Justice* (Revised Edition, 1999) *Political*

- Liberalism* (1993) *The Law of Peoples* (1999) を韓国語でそれぞれ『正義論』(2003)、『政治的自由主義』(1998)、『万民法』(2000) という書名で翻訳されている。
- (4) John Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 1971) pp. 3-4.
- (5) Rawls, *A Theory of Justice* (1971) p. 60: "First: each person is to have an equal right to the most extensive basic liberty compatible with a similar liberty for others. Second: social and economic inequalities are to be arranged so that they are both (a) reasonably expected to be to everyone's advantage, and (b) attached to positions and offices open to all."
- (6) Rawls, *A Theory of Justice* (1971) p. 12, pp. 136-142.
- (7) Rawls, *A Theory of Justice* (1971) pp. 72-75.
- (8) Rawls, *A Theory of Justice*, Revised Edition (1999) pp. xiv-xv.
- (9) John Rawls, *Political Liberalism* (New York: Columbia University Press, 1993) p. 4.
- (10) Rawls, *Political Liberalism* (1993) pp. 5-6: "a. Each person has an equal claim to a fully adequate scheme of equal basic rights and liberties, which scheme is compatible with the same scheme for all; and in this scheme the equal political liberties, and only those liberties, are to be guaranteed their fair value. b. Social and economic inequalities are to satisfy two conditions: first, they are to be attached to positions and offices open to all under conditions of fair equality of opportunity; and second, they are to be to the greatest benefit of the least advantaged members of society."
- (11) 詳細については、John Rawls, *The Law of Peoples* (Cambridge: Harvard University Press, 1999) をご参照いただきたい。
- (12) 金文朝「韓国社会の両極化：診断と展望」韓国政治学科/韓国社会学会共編『韓国社会の新たな葛藤と国民統合』(ソウル人間愛情2007年) pp. 330-331
- (13) Rawls, *A Theory of Justice* (1971) p. 83.
- (14) 張東震、黃珉赫「外国人労働者と韓国民族主義：自由主義的民族主義を通して包容可能性と限界」『二十一世紀政治学会報』第17集3号(2007年) pp. 240-252.
- (15) Rawls, *The Law of Peoples* (1999) p. 65.
- (16) 韓国で1990年-2005年の16年間の国際結婚の件数は240,755件である。そのうち1990年から2005年までに韓国の男性と結婚した外国人女性は159,942人であり、韓国人女性と結婚した外国の男性は80,813人である。薛東勲他「結婚移民者家族実態調査および中長期支援政策方案の研究」韓国女性家族部2006年) p. vi.
- (17) 多文化主義についての詳細な議論は、Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, Second Edition (Oxford: Oxford University Press, 2002) pp. 327-376; Kymlicka, *Multicultural Citizenship* (Oxford: Clarendon Press, 1995) をご参照いただきたい。
- (18) Rawls, *Political Liberalism* (1993) p. 36, p. 55.
- (19) このような公式的男女平等と男女不平等問題に関する解釈については Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy* (2002) pp. 378-398をご参照ください。
- (20) 康元澤「韓国人の国家整体性と民族整体性」康元澤他「韓国人の国家整体性と韓国政治」(ソウル 나남出版2007年) p. 26.
- (21) Tamir (타미르) は、なぜ「私は自分の民族的所属観よりも、自由主義的信念をもっと選好しなければならないか」という疑問を提起している。Yael Tamir, *Liberal Nationalism* (Princeton University Press, 1993) p. 5.

- (22) 金光億「韓国文化論の政治人類学的断面：『世界化』と『身士不二』の間に」金正午他『韓国社会のアイデンティティとグローバル標準の受容』(ソウル ソウル大学出版部2006年) pp. 122-124.
- (23) ロールズの援助の義務 (duty of assistance) は、不利な与件の社会が適正水準に至るようになれば、援助の義務が終わる中断点 (cutoff point) があるということで、ロールズの国内社会に適用される平等主義的な格差原理 (the difference principle) と区分している。格差原理は自由的社会の基本構造を成す正義原則として中断点はない。詳細な論議は, Rawls, *The Law of Peoples* (1999) pp.105-120 をご参照ください。
- (24) 北朝鮮の人権実態については、統一研究院『2007年北韓人権百書』(ソウル統一研究院2007年)をご参照ください。
- (25) 北朝鮮の人権問題に関する韓国の多様な観点の分析については、北韓の人権問題に対する南韓の多様な観点に対する分析から Bo-hyuk Suh, "Controversies over North Korean Human Rights in South Korean Society," *Asian Perspective*, Vol. 31, No. 2 (2007) : 23-46をご参照ください。
- (26) Benjamin Constant, "The Liberty of the Ancients Compared with That of the Moderns," Benjamin Constant, *Political Writings*, edited by Biancamaria Fontana (Cambridge: Cambridge University Press, 1988) pp. 309-328.
- (27) 東洋人と西欧人の間には、自己概念をはじめ性格だけでなく考え方、記憶、判断及び言語などのような認知の特性に差を見せている。そして中国人、日本人など東洋人の場合は相互依存的な自己概念を、そしてアメリカ人など西洋人は独立的な自己概念をとそれぞれに持っているという。韓国人の相互依存的自己概念について、金正午「韓国人のアイデンティティ：相互依存的自己概念」、金正午他『韓国社会の整体性とグローバル標準の受容』(ソウル ソウル大学出版部2006) : 27-77をご参照ください。
- (28) ロールズは『万民の法』の中で「類似の場合は類似に処理しなければならない」という原則のような自然的正義 (natural justice) の概念を提示しているが、これ以上発展させておらず、また彼の正義論で重要な位置を占めていない。Rawls, *The Law of Peoples* (1999) p.65.

【参考文献】

- 康元澤「韓国の国家整体性と民族整体性・大韓民国民族主義」강원택編『韓国人の国家整体性と韓国政治』(ソウル ナナム出版 2007年) 15頁 - 38頁
- 金光億「韓国文化論の政治人類学的断面：『身士不二』の間に」金正午他『韓国社会の整体性とグローバル標準の受容』(ソウル ソウル大学出版部2006年) 81頁 - 143頁
- 金文朝「韓国社会の両極化：診断と展望」韓国政治学会・韓国社会学会共編『韓国社会の新たな葛藤と国民統合』(ソウル 인간사랑(人間愛情) 2007年) 305頁 - 336頁
- 金正午「韓国人のアイデンティティ：相互依存的自己概念」金正午他『韓国社会のアイデンティティとグローバル標準の受容』(ソウル ソウル大学出版部2006年) 27頁 - 77頁
- 文智暎「韓国の民主化と『正義』談論」『政治思想研究』第13集2号 (2007年秋) 31頁 - 55頁
- 薛東勲他「構成移民者家族実態調査および中長期支援政策研究」韓国女性家族部 2006年
- 張東震「西洋正義論の東アジア受容：ロールズ正義議論の韓国的理解」『政治思想研究』第12集2号 (2006年秋) 80頁 - 100頁
- 張東震 黄珉赫「外国人労働者と韓国民族主義：自由主義的民族主義を通じる包容可能性と限界」『二十一世紀政治学会報』第17集3号 (2007年) 231頁 - 256頁
- ゾーンロールズ作・黄景植翻訳『社会正義論』(ソウル서광社1985年)
- 統一研究院『2007北韓人権百書』(ソウル統一研究院2007年)

- Constant, Benjamin. *Political Writings*. Edited by Biancamaria Fontana, Cambridge: Cambridge University Press, 1988.
- Kymlicka, Will. *Contemporary Political Philosophy*. Second Edition, Oxford: Oxford University Press, 2002.
- Kymlicka, Will. *Multicultural Citizenship*. Oxford: Clarendon Press, 1995.
- Rawls, John. *A Theory of Justice*. Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 1971, 1999.
- Rawls, John. *Political Liberalism*. New York: Columbia University Press, 1993, 1996, 2005.
- Rawls, John. *The Law of Peoples*. Cambridge: Harvard University Press, 1999.
- Suh, Bo-hyuk. "Controversies over North Korean Human Rights in South Korean Society." *Asian Perspective*, Vol. 31, No. 2 (2007) : 23-46.
- Tamir, Yael. *Liberal Nationalism*. Princeton: Princeton University Press, 1993.